

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月6日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 井澤 吉幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 猪浦 純子

【電話番号】 03 - 6703 - 7940

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券に係るファンドの名称】 iシェアーズ オートメーション & ロボット ETF

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券の金額】 当初申込期間：1,000億円を上限とします。  
継続申込期間：10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所  
(所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年10月26日付をもって提出した有価証券届出書について、ファンド名称を変更しますので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部\_ は訂正部分を示します。

## 2【訂正の内容】

### 第一部【証券情報】

#### （1）【ファンドの名称】

<訂正前>

iシェアーズ ロボティクス ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

<訂正後>

iシェアーズ オートメーション & ロボット ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

##### 1【ファンドの性格】

#### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

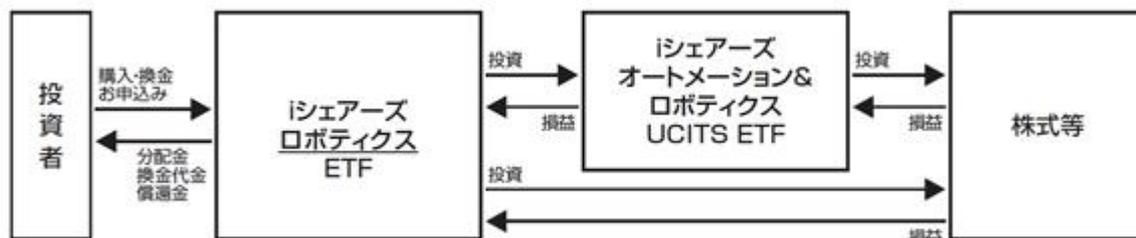
iシェアーズ ロボティクス ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、i S T O X X ファクトセット オートメーション アンド ロボティクス インデックス（TTM、円換算）（以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。）の動きに高位に連動する投資成果を目指します。

委託会社は10兆円を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

ファンドの特色

（略）

#### ファンドの仕組み



※投資対象候補のETFの選定、ならびに株式等との投資割合は、委託会社の判断により適宜見直しを行いません。

（以下省略）

<訂正後>

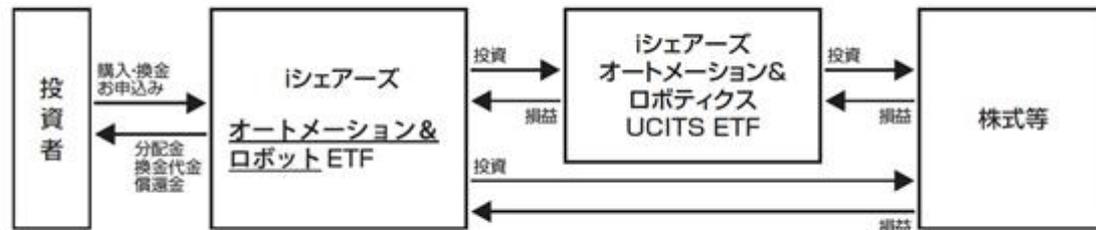
iシェアーズ オートメーション & ロボット ETF(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)  
は、iSTOXX ファクトセット オートメーション アンド ロボティクス インデックス(TTM、円換算)(以下  
「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。)の動きに高位に連動する投資成果を目指します。

委託会社は10兆円を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

#### ファンドの特色

(略)

#### ファンドの仕組み



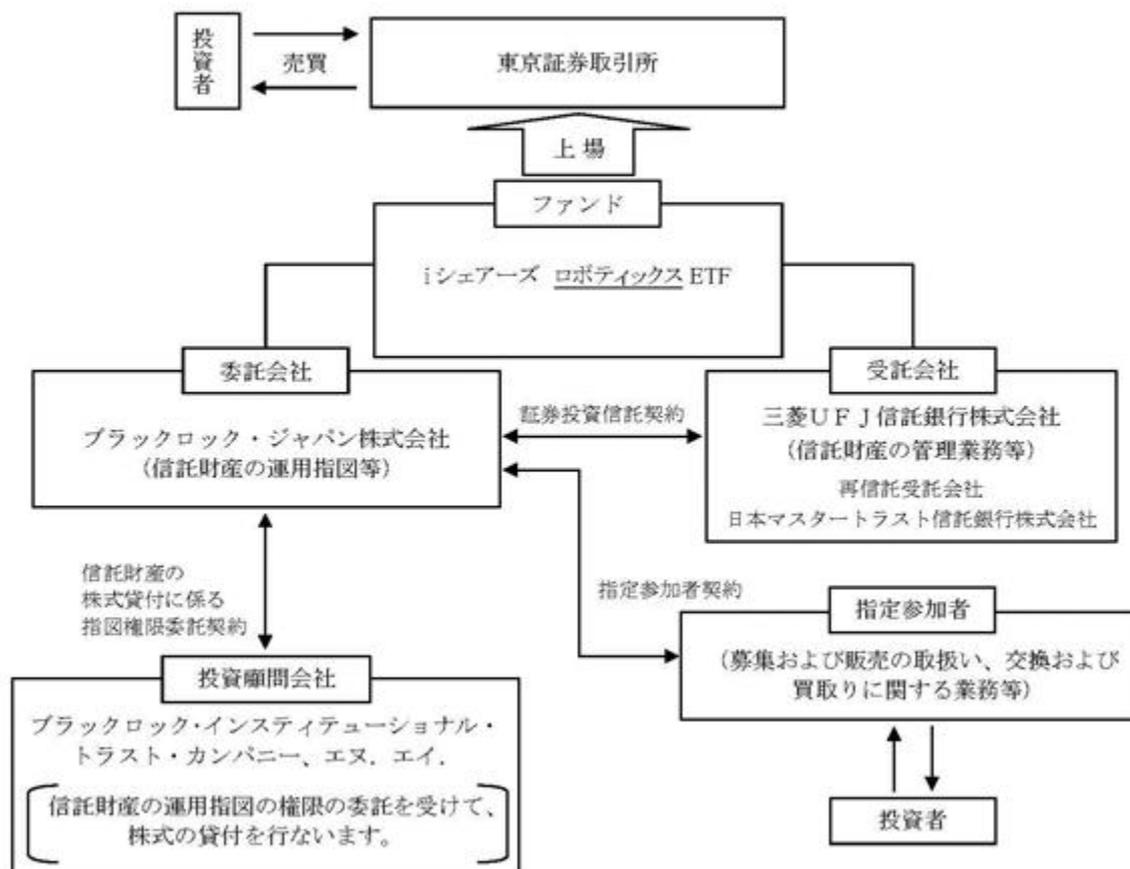
※投資対象候補のETFの選定、ならびに株式等との投資割合は、委託会社の判断により適宜見直しを行いません。

(以下省略)

#### (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

< 訂正前 >



#### a．証券投資信託契約

当契約は、当ファンドを成立させるにあたり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要内容は、運用の基本方針、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、信託の元本および収益の管理および運用指図に関する事項等です。

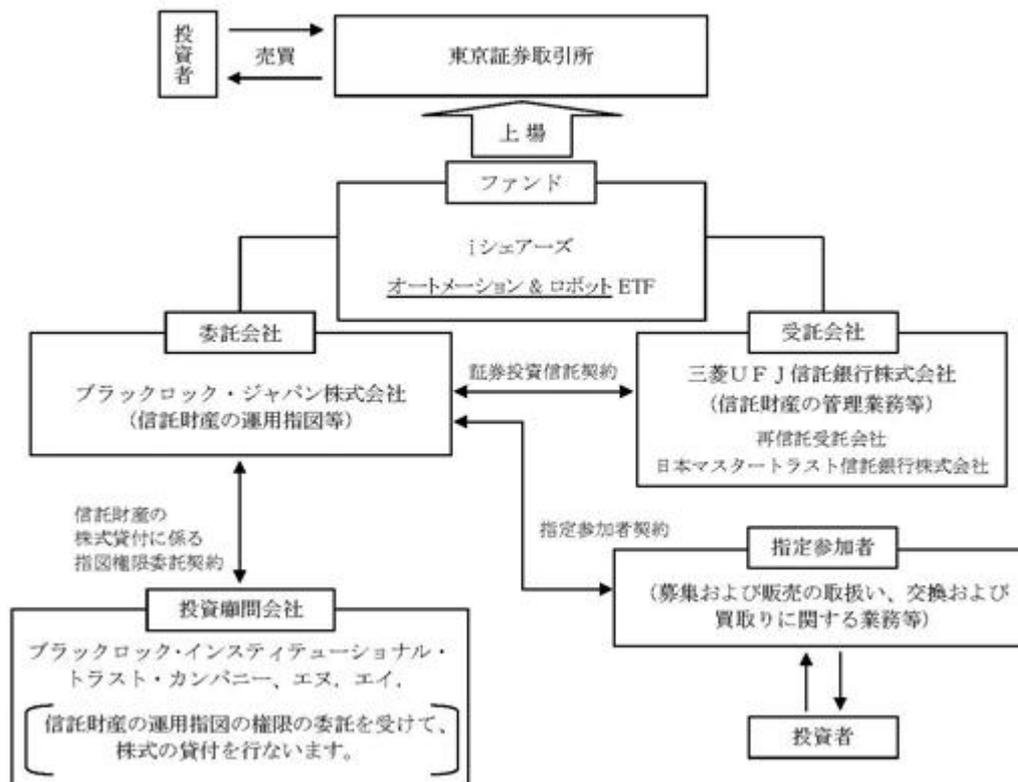
#### b．指定参加者契約

指定参加者の指定、受益権の購入、換金の請求、指定参加者の取次業務および手数料に関する事項等が定められています。

#### c．信託財産の有価証券貸付に係る指図権限委託契約

有価証券貸付代理人への有価証券貸付に係る指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

&lt; 訂正後 &gt;



## a．証券投資信託契約

当契約は、当ファンドを成立させるにあたり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要内容は、運用の基本方針、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、信託の元本および収益の管理および運用指図に関する事項等です。

## b．指定参加者契約

指定参加者の指定、受益権の購入、換金の請求、指定参加者の取次業務および手数料に関する事項等が定められています。

## c．信託財産の有価証券貸付に係る指図権限委託契約

有価証券貸付代理人への有価証券貸付に係る指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。